

## 論点（たたき台）

## ～いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号の重大事態について～

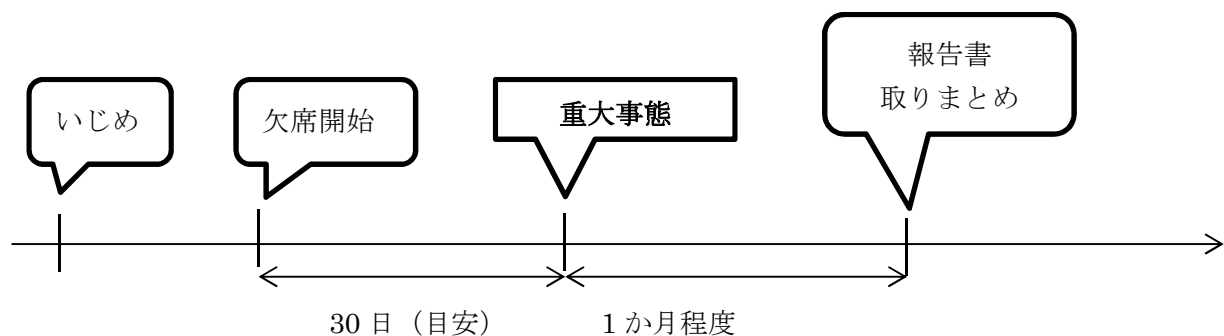
○いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号における重大事態（以下「2 号重大事態」という。）について、文部科学省からは「試案」を示している。これを参考にしつつ、各学校等で実際に調査がされているところである。現場での運用状況を踏まえ今後指針を策定する予定であるが、どのような課題や論点が考えられるか。

○「試案」でまとめた報告事項以外に記載すべき点はあるか。

○不登校という観点からは、早期に対応し、本人を支援することが重要（※）である。そのため、実質的な調査は、早期から行うことが求められる。一方、法に則（のっと）ったいじめに関する調査を実施するという観点からは、重大事態発生後 1 か月程度で報告書という形でとりまとめることに時間的に困難を伴うのではないか。

※ 具体的には、連続欠席 3 日目を目安に組織としての情報共有を図る必要を示してきたほか、「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」において、児童生徒の状態に合わせて柔軟に「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、対応していく必要があるとしている。

（現在の「試案」での調査スケジュール）



○「児童生徒理解・教育支援シート」と、本調査の関係をどう整理するか。「試案」のうち、「今後の支援方策」に係る部分など報告書等で重複する部分について、「児童生徒理解・教育支援シート」を添付するなどして活用するという整理でよいか（屋上屋を架すような形にするべきではない。）。

(参考)

○児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針において、目的は、①今後の自殺防止に活(い)かすため②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるためとしているが、2号重大事態の調査は、①いじめの解消につなげ、②当該児童生徒の社会的復帰につなげることを目的とする。

○そもそも、いじめをきっかけに不登校に至った場合、多くが2号重大事態として捉えられるべきところ、平成25年度の問題行動等調査では数に乖離(かいり)がみられた。

「いじめ」と不登校の相関に関する調査

調査項目	25年度	26年度
不登校のきっかけが「いじめ」の件数	1,941	1,373
2号による重大事態の件数	122	(調査中)

※平成25年度は法施行が9月28日であることが影響している。

○いじめをきっかけに不登校に至るケースの全てについて1号重大事態と同様に第三者による調査組織を設置した詳細な調査を実施することに実務上困難が伴うため、現実的に可能な手続を定める必要がある。一方、法で規定された調査対象を大きく限定することは難しいことにも留意が必要である。